

弁論要旨 6

令和 6 年（わ）第373号大麻取締法違反事件
被告人 柴崎 和哉

弁論要旨 6（弁論要旨 1、2、3 の補充、の人工知能による要約）

令和 7 年 9 月 9 日

さいたま地方裁判所熊谷支部刑事部 御中

弁護人 丸井 英弘

記

第 1. 「弁論要旨 1（大麻取締法の憲法及び条約違反性）」は、大麻取締法の違憲性について述べた弁論要旨です。

主な内容は以下の通りです。

1. 大麻取締法の違憲性:

大麻取締法は、GHQ（連合国占領軍）の占領政策として制定されたものであり、憲法第31条、13条、14条、19条、22条1項、36条、25条1項に違反する無効な立法であると主張しています。

1) 歴史的背景:

大麻草は、縄文時代から日本人の生活に不可欠な植物として、衣料、食料、医療などに利用され、国家もその栽培を奨励していました。大麻取締法が制定された当時、大麻の乱用による国民の保健衛生上の問題は全くなかったとされています。

2. 法律制定の経緯

1945年10月12日にGHQから麻薬に関する覚書が出され、麻薬と定義された大麻の栽培が全面的に禁止されました。その後、日本の農林省の交渉により、1947年に栽培は免許制度となりました。

3. 大麻の作用と危険性

弁論要旨 1 では、ラ・ガーディア報告やインド大麻薬物委員会報告などの研究報告を引用し、大麻には致死量がなく、アルコールやニコチンタバコに

比べて作用が穏やかであり、常習性もないと述べています。また、過剰な使用は害をもたらす可能性があるものの、その悪影響は使用者自身に限定され、社会に対する影響はほとんどないとしています。

4.文化的側面

大麻草は、日本の伝統的な生活や文化、信仰に深く関わる「国草」であると述べられています。伊勢神宮のお札が「神宮大麻」と呼ばれることや、神道において罪穢れを祓うものとされていることなどが挙げられています。

結論.

大麻取締法は、目的規定がないことや、人権尊重に反する懲役刑を科すことなどから、その正当性に疑問を呈しており、憲法に違反しているため無効であると結論づけています。

さらに詳しく説明してください。

弁論要旨 1 の内容を、より詳しく説明します。

弁論要旨 1 は、大麻取締法が憲法及び国際条約に違反する違憲な法律であると主張しています。

1. 弁論要旨 1 では、大麻取締法が以下の理由で違憲であると主張されています。

1) 占領政策としての制定

大麻取締法は、第二次世界大戦後のGHQ（連合国占領軍）の占領政策として一方的に制定されたものです。その真の目的は、石油製品市場を確保するために、石油繊維と競合する大麻繊維の原料となる大麻草の栽培を規制することにあったと主張されています。このため、大麻取締法には法律としての目的規定が明記されておらず、その存在理由が不明確であるとしています。

2) 憲法違反の主張

弁論要旨 1 は、大麻取締法が以下の憲法条項に違反すると主張しています。

(1) 第31条（適正手続き）：目的規定のない法律は無効であるとしています。

(2) 第13条（幸福追求権）：大麻をめぐる生活は「健康で文化的な最低限の生活を営む権利」であり、これを規制することは幸福追求権に反すると主

張しています。

(3) 第14条1項(平等権) : アルコールやタバコと比較して、大麻への規制があまりにも厳しすぎるため、平等権に違反すると主張しています。

(4) 第19条(思想・良心の自由) : 大麻の使用による意識の変化を規制することは、思想・良心の自由を抑圧するものと主張しています。

(5) 第22条1項(職業選択の自由) : 大麻草は日本の伝統的な農作物であり、その栽培を規制することは職業選択の自由を侵害すると主張しています。

(6) 第25条1項(生存権) : 麻と共にある生活は、日本人にとって健康で文化的な最低限の生活を営む権利であるため、これに違反すると主張しています。

(7) 第36条(残虐刑の禁止) : 大麻の所持等に対して懲役刑を科すことは、残虐刑に当たると主張しています。

3) 大麻草の文化的・歴史的背景

弁論要旨1は、大麻草が日本の文化にとって不可欠な存在であったことを強調しています。

大麻草は、桜が国花であるように、日本人の精神的・物質的なシンボルである「国草」だと主張されています。

縄文時代から衣料、食料、紙、住居、医療、祭事などに幅広く利用され、日本人の生活に深く根付いてきました。

生まれた際のへその緒、赤ちゃんの産着、結婚式の髪を結ぶ儀式、葬式で着る麻衣など、人生の様々な節目で麻が使われていたと述べられています。

また、伊勢神宮のお札は「神宮大麻」と呼ばれ、大麻は天照大御神の御印とされていることから、日本の象徴である日の丸とも関係していると主張されています。

4) 伝統的農作物としての側面

第二次大戦前は国家が大麻の栽培を奨励しており、栃木県などでは主要な農作物でした。しかし、大麻取締法により、この伝統的な農作物が犯罪視されるようになったと主張しています。

2. 大麻の有害性に関する反論

弁論要旨1では、大麻の有害性について、これまでの研究報告を引用しながら反論しています。

1) 致死量の否定 : 大麻には致死量がなく、アルコールやタバコに比べて心身への作用は穏やかであり、個人の健康を著しく害するものではないと主張

しています。

2) 研究報告の引用：以下の権威ある研究報告を挙げ、大麻の危険性は誇張されていると主張しています。

(1) ラ・ガーディア報告(1944年)：大麻常用者と犯罪の間に直接的な相関関係はなく、常習性を引き起こす薬物ではないと結論付けています。

(2) インド大麻薬物委員会報告(1893-1895年)：適度な大麻の使用は有害な結果を伴わず、過度に使用した場合でも、その悪影響は使用者自身に限定されると報告しています。

(3) WHOのレポート(1971年)：大麻の使用がヘロインなどの危険な薬物使用に繋がるという「踏み石理論」は確かではないと結論付けています。

(4) 大麻と薬物の乱用に関する全米委員会報告(1972年)：大麻には耽溺性がなく、犯罪や反社会的行動との関連性もないと報告しています。

3. 国際条約との矛盾

弁論要旨1は、大麻取締法が国際的な条約にも違反していると主張しています。

(1) 1961年の麻薬に関する単一条約：この条約の第28条2項では、「もっぱら産業上の目的(繊維及び種子に関する場合に限る)」のための大麻植物の栽培は条約の適用外とされています。大麻取締法は産業用大麻の栽培を原則的に禁止しているため、この条約に違反すると主張しています。

(2) 生物多様性条約(1992年)：大麻草を規制することは、「生物の多様性を保全する」というこの条約の基本精神に真っ向から矛盾すると主張しています。

更に詳しく説明してください。

1. 大麻取締法の制定経緯

弁論要旨1は、大麻取締法が日本の伝統や文化とは無関係に、戦後の占領政策として制定されたことを主要な論拠としています。

1) 占領政策の目的: 1945年10月12日、GHQ(連合国占領軍)は、大麻の栽培と活用の自由を禁止する覚書(メモランダム)を発しました。弁論要旨は、この措置が、日本の伝統文化を否定し、石油製品を日本市場に売り込むために、石油繊維と競合する大麻繊維の原料である大麻草の栽培を規制する

ことが目的だったと主張しています。これは、ポツダム宣言が定めた「基本的人権の尊重」に違反しており、そもそも無効な命令であるとしています。

2) 立法目的の不存在: 大麻取締法には、法律の目的を明記した規定がありません。過去の判例は、法律の目的を「国民の保健衛生の保護」としていますが、弁論要旨は、大麻取締法制定当時、大麻の乱用による健康上の問題は全く起きておらず、この解釈は間違いであると指摘しています。この点は、厚生省麻薬課長の証言を引用して裏付けています。

2. 日本の伝統と文化財としての麻

弁論要旨 1 は、大麻草が日本の伝統文化に深く根ざした植物であることを、具体的な資料を提示して主張しています。

弁論要旨 1 の 9 頁では次の様に述べています。

「麻 大いなる繊維」と題する栃木県博物館1999年第65回企画展（平成11年8月1日～10月24日）の資料集では、次のあいさつを紹介している。

「ごあいさつ

麻は中央アジア原産といわれ、わが国への渡来も古く、古代より栽培されています。

表皮を剥いで得られる繊維は、他の繊維に比べ強靱で、肌ざわりがよく、木綿や羊毛、化学繊維が登場するまで、衣服や漁網、下駄の鼻緒の芯縄、各種縄などに用いられてきました。その一方では麻は特別な儀礼や信仰の用具に用いられ、現在でも結納の品や神社の神事には欠かせない存在となっています。麻は実用のみならず信仰・儀礼ともかかわる、まさに大いなる繊維でした。

ここでは、質量とも日本一の「野州麻」の産地である足尾山麓一帯で使用された麻の栽培・生産用具、麻の製品、ならびに東北地方の一部で使用された麻織物に関する用具や麻織物を展示するものです。麻がどのように生み出され、利用されてきたか、大いなる繊維「麻」について再認識していただければ幸いです。

おわりに、本企画展の開催にあたり、御指導御協力をいただきました皆様にこころより、御礼申し上げます。

平成11年8月1日

栃木県立博物館館長 石川格

そして、表紙の2頁目では、次の鹿沼市立北小学校校歌が紹介されているが、このような麻が第2次大戦後の占領米軍による占領政策でもって犯罪視されてしまったのである。

「 鹿沼の里に もえいでし 正しき直き 麻のごと
世の人ぐさの 鏡とも いざ 伸びゆかん ひとすじに 」

1) 歴史的資料

1929年の二科展で発表された清水登之氏の「大麻収穫」や、農業絵図に描かれた「麻刈りの風景」を引用し、大麻栽培が日本の日常的な風景であったことを示しています。

清水氏は栃木県出身であり、その絵は1920年代の栃木県鹿沼地方での大麻収穫風景を描いたものである。



2) 文化財としての認定

大分県日田郡では、大麻栽培者の矢幡左右見氏が、国の重要無形文化財である「久留米餅（くるめがすり）」の防染用材を製造している功績で、1996年に文化財保存技術保持者として文部大臣から認定を受けていることを紹介し、大麻草を犯罪として取り締まることの不適切さを訴えています。

3) 農作物としての麻

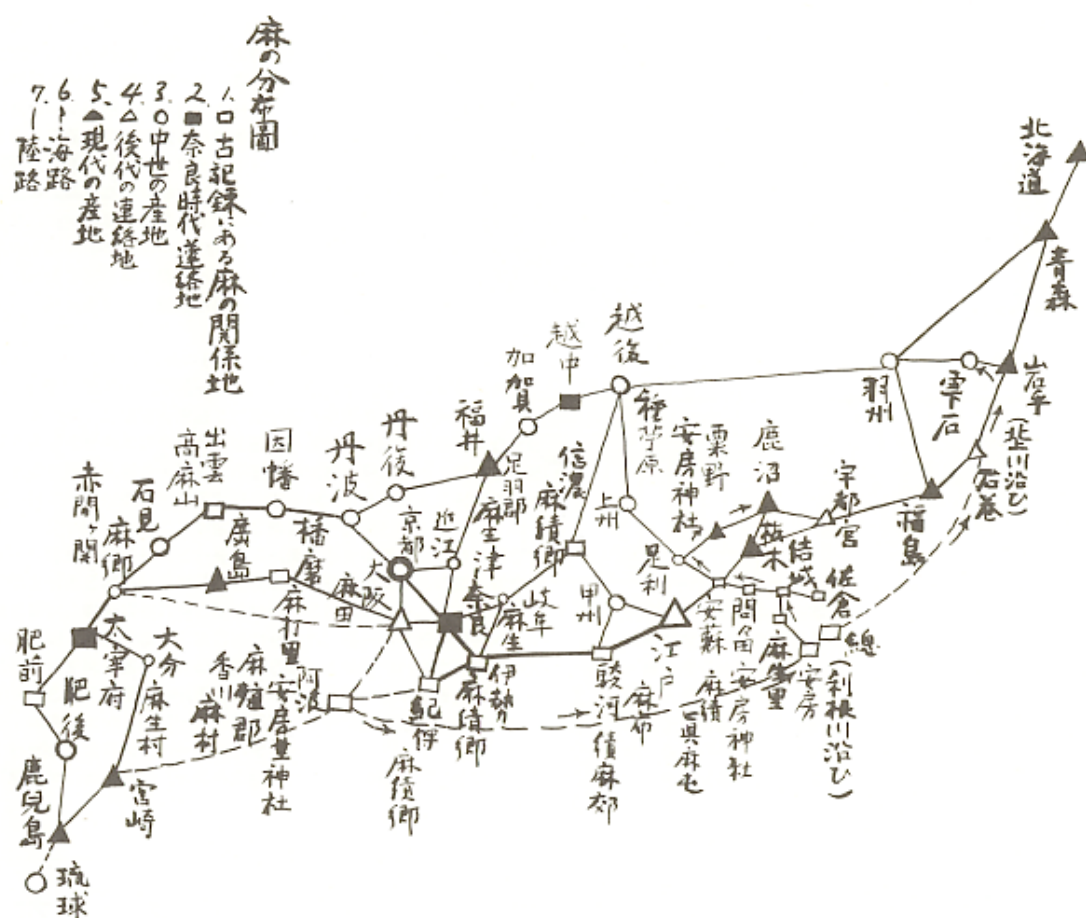
赤星栄志氏の著作「麻は『農作物』である」を引用し、大麻が第二次世界大戦前まで自由に栽培できた農作物であり、その規制がGHQの覚書によって始まったことを強調しています。

弁論要旨 1 の 7 頁では次の様に述べています。

昭和12年 9 月に栃木県で発行された大麻の生産発展を目的にして発行され

た『大麻の研究』という文献があるが、その45頁で日本における麻の分布図を引用しているがあるが、その内容は次のとおりであり、大麻が日本全国において縄文時代の古来から栽培利用されてきたことは明らかである。なお、『大麻の研究』の末尾で著者（栃木県鹿沼在住）の長谷川氏は次のように述べている。

「斯る折に本書が発刊されこの方面に関心を持つ人達に愛読玩味されて日本民族性と深い因縁のある大麻に対する認識を新たにし、是が生産発展上に資せられたなら望外の幸と存じます。」



3. 科学的根拠に基づく有害性の否定

1) 弁論要旨 1 は、過去の最高裁判例が認定した大麻の有害性が「自動車運転に対する影響のみ」であると指摘し、これに対して反論しています。

道路交通法第66条（過労運転等の禁止）は、薬物の影響によって正常な運転ができない恐れがある状態での運転を既に禁止しており、違反者には懲役または罰金が科せられるため、これ以上大麻を規制する具体的な理由はない

としています。

2) 研究報告の引用：弁論要旨 1 は、大麻取締法が制定されたはるか以前から、大麻に刑事罰で規制すべき有害性がないことは明らかだったと主張し、以下の研究報告を引用しています。

(1) ラ・ガーディア報告 (1944年)

大麻常用者と犯罪の間に直接的な相関関係はなく、常習性を起こす薬物ではないと結論付けました。

(2) インド大麻薬物委員会報告 (1893-1895年)

大麻の適度な使用は身体的・精神的な害をもたらさず、過度の使用による悪影響は使用者自身に限定されると結論付け、大麻規制政策は権力による干渉ではなく、情報の公開によるべきだと提言しました。

(2) WHOのレポート (1971年)

大麻がより危険な薬物へ移行する「踏み石理論」は確かではないと報告しています。

(3) 全米委員会報告 (1972年)

大麻には耽溺性がなく、犯罪や反社会的行動との関連性もないと結論付けました。

4. 国際条約への違反

弁論要旨 1 は、大麻取締法が複数の国際条約に違反していると主張しています。

1) 麻薬に関する単一条約 (1961年)：この条約は、産業用（繊維と種子）のための大麻栽培には適用されないと規定しているにもかかわらず、日本の大麻取締法はこれを原則的に禁止しているため、条約に違反していると指摘しています。

2) 生物多様性条約 (1992年)：明治大学の夏井高人教授の論文を引用し、大麻を含む植物種の多様性を消滅させるような法規制は、生物多様性条約の基本精神に矛盾すると主張しています。

5. 結論

弁論要旨 1 は、大麻取締法がその制定経緯、科学的根拠、日本の伝統文化、および国際条約との整合性のいずれにおいても正当性を欠いており、違憲無効な法律であると結論付けています。

また、実質的な権威のない法律の存在が、司法に対する信頼を損ない、法

治主義の基盤を崩壊させていると訴えています。

更に詳しく説明してください

第 1. 弁論要旨 1

弁論要旨 1 は、大麻取締法を違憲と主張する根拠を、さらに具体的な事柄や学術的な見解を引用して展開しています。

1. 違憲性の主張を補強する具体的な根拠

弁論要旨 1 は、大麻取締法の違憲性を裏付けるために、より詳細な論拠を提示しています。

1) GHQの覚書

1945年10月12日にGHQが出した覚書（メモランダム）の原文に言及し、大麻取締法が「国民の保健衛生」ではなく、「石油繊維製品の市場確保」という占領軍の政策目的のために制定されたという主張を補強しています。これは、法律の根幹に不純な動機があるという見解です。

2) 最高裁判例の限界

大麻の有害性について、弁論要旨は最高裁判例が「自動車運転に対する影響のみ」を危険性として認めていると指摘しています。これは、最高裁判所ですら大麻の有害性を限定的にしか認めていないことを示し、法律の正当性が乏しいことを強調しています。

3) 道路交通法との関係

弁論要旨は、大麻が自動車運転に影響を与える可能性があるとしても、日本の道路交通法第66条によって、既に薬物による正常な運転ができない状態での運転が禁止され、罰則が設けられていることを指摘しています。これにより、大麻取締法による別途の規制は過剰であり、法の重複や必要性を主張しています。

2. 日本の伝統文化との関連性

弁論要旨 1 は、大麻が単なる農作物ではなく、日本の精神文化や伝統に深く根ざした存在であることを、具体的な事例を通じて示しています。

1) 文化財の側面

大分県で大麻草の栽培者が文化財保存技術保持者に認定された事実を挙げ、麻が日本の重要な文化財を支える不可欠な素材であることを強調して

います。これは、大麻を犯罪として取り締まることと、文化財として保護することの矛盾を訴えるものです。

2) 生活様式との融合

弁論要旨 1 は、生まれたときから死に至るまで、日本人の生活のあらゆる場面で麻が使われてきたことを、へその緒、産着、結婚式、葬式といった儀式や風習を例に挙げて説明しています。

3. 学術的・国際的な見地からの主張

弁論要旨 1 は、学術的な論文や国際的な条約を引用することで、その主張の客観性と妥当性を高めています。

明治大学の教授の見解：明治大学の夏井高人教授の論文を引用し、アサ属植物が将来の資源枯渇時代において重要性を増すことを指摘しています。これは、大麻草を単なる薬物としてではなく、持続可能な資源として捉え直すべきであるという新たな視点を提供しています。

弁論要旨 1 は、日本が批准している生物多様性条約に言及し、大麻取締法が植物種の多様性を保全するという条約の趣旨に反すると主張しています。これは、環境保護という国際的な視点から、法律の正当性を問うものです。

4. 結論

弁論要旨 1 は、大麻取締法が占領政策という不当な動機で制定され、科学的な根拠や最高裁判例においてもその正当性が乏しいこと、さらに日本の伝統文化や国際条約の精神にも矛盾していることを、多角的な視点から詳細に論証しています。

そして、このような法律が存続していることが、法治主義の信頼を損なうと結論付けています。

第 2. 弁論要旨 2 についての要約

弁論要旨 2 は、日本の大麻取締法違反事件において、被告人の行為に「実質的ないし過罰的違法性がない」ことを主張するものであり、複数の観点から論拠を提示しています。

1. 大麻の有害性に関する主張

弁論要旨では、大麻の有害性についての一般的な認識が誤りであると主張し、その根拠として米国政府の公式報告書を引用しています。

1) 「大麻と薬物の乱用に関する全米委員会報告」：1971年にニクソン大統領が設置した委員会による調査報告を引用しています。1年間にわたる調査

の後、1972年3月に『マリファナ：誤解の兆し』と題するレポートを発表し、1973年には最終報告書を提出しました。この報告書は、保守派とされる13人の委員によって構成されていました。

報告書の結論：弁論要旨では、報告書の結論を以下のように要約しています。

- (1) 大麻には耽溺性（依存性）がない。
- (2) 大麻の使用と犯罪、またはその他の反社会的行動との関連性はない。
- (3) 大麻は、ヘロインなどの危険な薬物への足掛かり（ゲートウェイドラッグ）にならない。
- (4) 大麻の利用者も大麻自体も、公衆の安全に対して危険な存在であるとはいえない。

2) 日本の法制度と判例からの主張

日本の法制度と過去の判例に照らし合わせ、大麻取締法の適用が不当であると主張しています。

(1) 最高裁判決と道路交通法：最高裁判所が、大麻の有害性として「自動車運転に対する影響のみ」を認定していることを指摘しています。この点について、道路交通法第66条が「過労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と既に規定しているため、これ以上の規制は不要であると論じています。

(2) 軽犯罪法との比較：軽犯罪法第1条第2項は、人の生命や身体に重大な害を与える器具（刃物、鉄棒など）の携帯を罰則の対象としています。これに対し、大麻草は植物であり、この規定にすら違反しない事案であると主張しています。

(3) 保護法益の侵害：大麻取締法が「国民の保健衛生上の保護」を目的としているにもかかわらず、本件において検察官からこの保護法益を具体的に侵害した事実の主張や立証がなされていないことを指摘しています。

2. 国際的な動向と日本の義務

国際社会における大麻規制の見直しが進んでいることを示し、日本もそれに従うべきであると主張しています。

1) バイデン大統領の改革案：2022年10月6日、ホワイトハウスが「大麻草単純所持罪に対する非犯罪化などの改革案」を発表したことを挙げています。この改革案は、大麻を使用または所持しただけで刑務所に入るべきでは

ないという考えに基づいています。特に、白人と同程度の割合で大麻を使用している黒人や褐色人種が不当に逮捕、起訴されてきた歴史的背景に言及しています。改革案では、以下の3つのステップが示されました。

- (1) 過去の連邦犯罪における大麻の単純所持に関する恩赦。
- (2) 各州の知事に対し、州の犯罪についても同様の措置を求めること。
- (3) 保健福祉長官と司法長官に対し、連邦法上のマリファナの分類（ヘロインやLSDと同じスケジュールⅠ）を見直すこと。

2) 国連の声明：国連人権高等弁務官と国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）が、2023年6月23日に発表した声明を引用しています。

この声明は、「国際社会に対し、個人のための薬物使用と所持は緊急に非犯罪化されるべきである」と求めています。弁論要旨2は、この声明が日本国憲法第98条2項の「確立された国際法規」に該当するとし、裁判官などの公務員には憲法第99条に基づき、この声明の趣旨を誠実に遵守する義務があると主張しています。

3. 過去の日本の判例

弁論要旨2は、担当弁護人が過去に携わった事件の判例を引用し、日本の司法界にも同様の考え方があることを示しています。

長野地方裁判所伊那支部判決：1987年5月20日に出された判決（最高裁昭和62年（あ）第445号）を引用しています。

この事件は、被告人が大麻草を譲渡したとして起訴されたもので、検察官は懲役10月を求刑しました。しかし、平湯裁判長は「少量の大麻を私的な休息の場で使用し、かつその影響が社会生活上害を生じなかった場合にまで懲役刑をもって臨むことに果たしてどれほどの合理性があるかは疑問」と指摘し、懲役3月・執行猶予2年という異例の軽い判決を下しました。

添付資料：弁論要旨の末尾には、この判決に関連する当時の新聞記事の添付が示されています。

1) 週間法律新聞1987年8月28日号の論文「大麻取締法・問われる立法根拠 長野地裁伊那支部判決の意味」。

2) 信濃毎日新聞1987年5月31日付の記事「大麻規制「厳し過ぎる」、裁判官異例の見解、伊那支部「立法論再検討の余地」と題する」。

第3. 弁論要旨3の補充

主な論点は、検察官の主張する「大麻の有害性が公知の事実である」という点に反論することです。そのために、厚生労働省の「大麻等の薬物対策のあり方検討会」で委員を務めた、国立精神・神経医療研究センターの松本俊

彦氏のインタビュー記事を引用し、大麻使用罪の創設に反対する専門家の見解を詳細に示しています。

1. 検察官の主張に対する弁護人の反論

弁護人は、検察官が論告で主張した「大麻には薬物依存性があり、精神障害などの健康被害が生じる危険性があることは広く知られた公知の事実である」という指摘は、事実ではないと述べています。

この主張の根拠として、弁護人は以下の点を挙げています。

- 1) 厚生労働省の「大麻等の薬物対策のあり方検討会」では、大麻使用罪の創設について議論が行われ、罰則に賛成した委員が9名いる一方で、厳罰化に反対した委員も3名いた。
- 2) この検討会で結論は一致せず、「どちらにすべしという結論は書かれていない」と報告されている。
- 3) これらの議論は、大麻の有害性について専門家の間でも意見が分かれており、検察官が主張するような「広く知られた公知の事実」ではないことを示していると論じています。

2. 松本俊彦氏のインタビュー記事の要点

弁論要旨3の補充の核心部分は、松本氏のインタビュー内容です。彼は大麻の専門家として、以下の点を詳細に主張しています。

1) 新たな刑罰創設への反対

松本氏は、自身が「大麻完全無罪」論者や合法化論者ではないと明言しています。彼の主張は、「使用罪」の創設に反対しているだけであり、国際的な潮流や薬物政策の反省から、新たな刑罰を設ける医学的・社会的根拠が不十分であると指摘しています。

2) 大麻使用の最大の害は「逮捕」である。

松本氏は、大麻の使用による健康被害よりも、大麻取締法によって逮捕されること自体が一番の害であると力説しています。

(1) 逮捕によってメディアによるバッシングや社会からの排除、そして「デジタルタトゥー」（インターネット上に残る逮捕情報）が残り、一生涯にわたるトラウマとなる。

(2) 逮捕をきっかけに、回復プログラムに取り組んでも、デジタルタトゥーのせいで再就職が困難になるなど、本人の人生を縛り続けることになることを述べています。

3) 「困りごとを作って支援につなげる」ことへの批判

「大麻だけでは困らないから、罰則で困りごとを作り、早期に支援につなげる」という考え方に対して、松本氏は「余計なお世話」や「人権侵害」と強く批判しています。

刑法は他人に迷惑をかける行為をコントロールするためのものであり、自らの健康を損なう行為に刑罰を与えることは不当であるという「愚行権」の概念にも言及しています。

このような考え方は、「支援者として傲慢」であり、「マッチポンプ」であると述べています。

4) 刑罰の重さに対する疑問

松本氏は、大麻使用が、被害者がいる暴力事犯や性犯罪よりも社会的に厳しく扱われ、求人広告に「薬物事犯お断り」と記載されることがある現状に疑問を呈しています。彼は、「薬物の犯罪は定められている刑罰を超えて、あり得ないような重さになっている」と指摘しています。

(以上)